

第4回相模原・津久井地域合併協議会の結果報告

協議第4号

新市の名称について
継続協議となっていた新市の名称について、次のとおり提案されましたが、再度、継続して協議することとなりました。

「新市の名称は、相模原市とする。」

主な意見・質疑応答

委員 公募という意見が出ているので、継続協議を要望する。

小林副会長 時間をかけてやる中で、公募のやり方も具体的に出てくる可能性もあるので継続協議を願います。

委員 次の協議会までに各市町で議論して、意見を出して集約したらどうか。

委員 次回、結論を出すかどうか。

委員 感情的なことで名称変更してもよいのか疑問である。相模原市にしてほしい。

天野副会長 各市町の名称が決まったときは、歴史的な経緯があつたはず。「相模原市」の歴史的背景の資料を提出いただき、検討してみてもどうか。

協議第12号

行政連絡機構の取扱いについて
行政連絡機構(自治会等)

の取扱いについて、次のとおり提案され、1の——線部分については、再協議となり、その他については、原案どおり決定されました。

「1 行政連絡機構及び行政連絡業務については、合併時は現行どおりとし、合併後新市の一体性を確保するために、3年を目途に見直すものとする。

ただし、行政連絡業務のうち、広報紙の配布については合併時に相模原市の制度に統一するものとする。

2 自治会等への運営や活動に対する助成等は、当面、現行の支援制度を基本とし、合併後、3年を目途に見直すものとする。」

主な意見・質疑応答

委員 「3年を目途に見直す」とあるが、4年や5年になることも許されるのか。

委員 広報紙の配布については、住民自治意識の向上といった点からも議論すべき問題である。

小林副会長 広報紙の自治会配布手数料は自治会の活動費となっている。

「広報紙の配布については、合併時に相模原市の制度に統一するものとする。」という部分について、3年を目途に見直す」と再度検討願う。



広報紙の配布という仕事を自治会配布から新聞折込に変えるという事は、このような観点から望ましいことと考える。

協議第13号

慣行の取扱いについて
慣行の取扱いについては、協議第4号「新市の名称」が継続協議となり、これに関連する協議項目であることから、説明のみを行い、継続して協議することとなりました。

「1 市章は、相模原市のものに統合するものとする。

2 市の花、木、鳥及び色は、相模原市のものに統合するものとする。ただし、合併により改定の必要があるものについては、新市において検討するものとする。

3 市民憲章、市民憲章以外の憲章及び宣言並びに市の歌は、相模原市のものに統合するものとする。ただし、合併により文言が新市の実情にそぐわなくなるものなどについては、新市において新たな制定、修正等を検討するものとする。」

協議第14号

公共的団体等の取扱いについて
公共的団体等の取扱いについて、次のとおり提案されました。原案どおり決定されました。

新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの団体の実情を尊重しながら、次のとおり調整に努めるものとする。

1 共通の目的を持った団体は、原則として合併時に統合できるよう調整に努める。

2 共通の目的を持った団体で、統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。

3 独自の目的を持った団体は、原則として現行のとおりとする。」

主な意見・質疑応答

委員 団体によっては、合併時に統合するのは難しいものもある。

企画部会長 統合に時間的要素を要する団体は、将来の統合に向けて協議をしていただければと思う。

委員 地域自治区との関連は。事務局 公共的団体は、地域自治区等とは、直接的な関係はない。

協議第15号

町名・字名の取扱いについて
町名・字名の取扱いについて、提案内容の2の文案の——線部分が加筆修正され、決定されました。

「1 相模原市の区域内の町(字)の区域及び名称は、現行のとおりとする。

2 城山町、津久井町及び相模湖町の区域内の町(字)の区域は、原則として、現行のとおりとする。」

3 城山町、津久井町及び相模湖町の区域内の町(字)の名称は、各町の意向を尊重するものとする。」

主な意見・質疑応答

委員 同じ字名で分断されている区域があるので、これを機会に見直すことはできないか。

市民部会長 新市になってから見直すことも可能、また市街地の形成状況を見ながら住居表示を実施していく方法もある。

委員 2の文案の「現行どおり」の前に、「原則として」を入れてほしい。

協議第16号

土地利用の取扱いについて
土地利用の取扱いについて、次のとおり提案され、原案どおり決定されました。

「土地利用の取扱い(都市計画区域及び区域区分等)については、土地利用の規制の急激な変化を避けるため、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後の新市において住民の意向を踏まえた中で検討するものとする。」

区域区分 市街化区域と市街化調整区域を区分する、いわゆる線引きと言われている制度。
主な意見・質疑応答
委員 まちづくりの将来ビジョン検討委員会で検討されているものが、新市の市町村マスタープラン

に反映されるのか。

事務局 まちづくりの将来ビジョンは、法定協議会で作成される新市建設計画に反映され、その計画を基本としつつ、新市で総合計画や市町村マスタープランが作成されることとなると思う。

委員 土地利用の見直しに伴う税負担の変化についてどのように考えているか。
事務局 税の取扱いについては、別に協議していただくことになる。

協議第17号

上下水道事業の取扱いについて
上下水道事業の取扱いについて、次のとおり提案され、原案どおり決定されました。

「1 水道事業 津久井町青根地区の町営簡易水道事業は、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

2 下水道事業 (1) 公共下水道事業受益者負担金制度については、合併時に相模原市の制度に統合するものとする。ただし、津久井町、相模湖町の単位負担金額については、合併後5年以内を目標に相模原市の制度に統合するものとする。

(2) 公共下水道事業受益者負担金制度については、合併時に相模原市の制度に統合するものとする。ただし、津久井町、相模湖町の単位負担金額については、合併後5年